

2023年12月25日
沖縄電力株式会社

託送供給等約款変更認可申請書の補正について

当社は、2023年12月1日に電気事業法第18条第1項^{※1}に基づき、託送供給等約款^{※2}の変更認可申請を経済産業大臣に行い、国において申請内容に関する審査が進められております。

本日、経済産業大臣から申請内容の補正指示を受けたことから、託送供給等約款変更認可申請書を補正し、経済産業大臣に提出いたしました。

なお、申請中の発電側および需要側の託送料金に変更はありません。

審査を踏まえた経済産業大臣の認可については改めてお知らせいたします。

【主な補正の内容】

国の審議会の整理において、系統設備効率化割引B^{※3}の対象基準に用いることとなっていない配電塔・変電塔を含んでいたため、下記のとおり削除いたします。

託送供給等約款 別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所、西那覇変電所、北那覇変電所、牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	—
B-1	友寄変電所、高安変電所、小禄変電所、那覇変電所、東町変電所、壺川変電所、松尾変電所、古波蔵変電所、真玉橋変電所、上間変電所、与那原変電所、繁多川変電所、牧志変電所、久茂地変電所、西那覇変電所、泊変電所、曙変電所、勢理客変電所、宮城変電所、城間変電所、北那覇変電所、安室変電所、小那覇変電所、前田変電所、南上原変電所、安谷屋変電所、渡口変電所、瑞慶覧変電所、桑江変電所、北谷変電所、島袋変電所、中の町変電所、高原変電所、知花変電所、天願変電所、座喜味変電所、伊良皆第一変電所、屋良変電所、伊波変電所、新金武変電所、新名護変電所、伊平変電所
B-2	糸満変電所、阿波根変電所、与根変電所、南風原変電所、大名変電所、浦添変電所、牧港第一変電所、大山変電所、普天間変電所、美里変電所、中城湾変電所、喜仲変電所、与勝変電所、仲石変電所、石川変電所、富着変電所、恩納変電所、安富祖変電所、喜瀬変電所、名護変電所、 久松配電塔、石垣配電塔、登野城配電塔、名蔵配電塔、石垣第二発電所、竹富配電塔、小浜配電塔、西表東変電所、上原配電塔、伊原間変電塔

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：発電側課金における低圧または高压に接続する電源を対象とした割引制度。

（参照 URL） 託送供給等約款等 > 各種届出書等（令和5年12月25日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>